

## 令和2年第2問 (配点：50点)

Xは、建設資材の原材料などを販売する日本の株式会社であり、日本以外に営業所を有していない。Yは、建設資材Mの製造・販売を目的とする甲国法人の会社であり、甲国以外に営業所を有していない。

商品Gは、通常、建設資材Mを製造するための原材料として使用されるものであり、多数の企業が商品Gを販売している。各企業が販売している商品Gの強度には若干の相違があるが、いずれの商品Gであっても、建設資材Mの製造を行うことができる。ただし、ごく一部の先端的な設備を有する工場(Yの工場を含む。)では、品質の高い建設資材Mを製造しているため、一定以上の強度を有する商品Gを使用しなければ建設資材Mの製造を行うことができない。

Yは、Xが販売する商品Gの価格が比較的低額であったことから、Xに対して商品Gのサンプル(=見本)を送付するよう求めた。Yの求めに応じて、Xは、Yに対して、商品Gのサンプルを送付した。Yがサンプルを使用してYの工場では建設資材Mの試験製造を行ったところ、建設資材Mの製造を行うことができた。そこで、Yは、Xとの間で、次のような内容の売買契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

- (1) Xは、Yに対して、200トンの商品Gを引き渡すものとする。
- (2) 商品Gの引渡地は、甲国のK港とする。
- (3) Yは、Yが商品Gを甲国のK港で受領した日から7営業日以内に、Xが甲国に開設したX名義の銀行口座に振り込む方法で、代金を支払う。
- (4) 代金は、1億円(1トン当たり50万円)とする。

本件契約には国際裁判管轄権に関する条項や仲裁条項はなかった。

その後、Yは、甲国のK港で商品Gを受領した。Yが直ちに商品Gを検査したところ、その商品Gは、サンプルと比べて強度が不足しており、Yの工場では建設資材Mの製造のための原材料として使用できないことが判明した。そこで、Yは、Xに対して、検査結果を示すとともに受領した商品Gがサンプルと同等品質のものではなかった旨を通知し、他社から、サンプルと同じ強度の商品Gを200トン、代金1億6000万円で購入した。Yは、この購入代金と本件契約代金との差額である6000万円の損害を被ったとして、Xがその損害の賠償を行うべきであると主張し、本件契約代金全額の支払を拒んでいる。

なお、甲国は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(以下「ウィーン売買条約」という。)の締約国ではない。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各問は独立した問いである。

〔設問1〕

Xは、Yを被告として、未払代金1億円の支払を求める訴えを日本の裁判所に提起した。この訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかどうかについて論じなさい。

なお、Yは、建設資材Mの製造方法に関連した発明について、甲国のほか日本でも特許権を有している(そのうち日本で登録されたYの特許権の評価額は、5000万円である。)

〔設問2〕

Yは、Xを被告として、Xの契約違反によって被った損害の賠償を求める訴えを日本の裁判所に提起した。本件契約には、「(5) 甲国法を準拠法とする。」との条項があったとする。

この訴訟において、X及びYのいずれも、Yによる損害賠償請求について、日本の民法の適用があることを前提にそれぞれの主張を行った。裁判所は、この請求について、日本の民法を適用して判断することができるかについて論じなさい(ウィーン売買条約の適用について論じる必要はない。)

〔設問3〕

Yは、Xを被告として、Xの契約違反によって被った損害の賠償を求める訴えを日本の裁判所に提起した。本件契約には、準拠法が明示的にも黙示的にも定められていなかったとする。

〔小問1〕

この訴訟において、裁判所は、Yによる損害賠償請求について、ウィーン売買条約第1条の規定に基づき、ウィーン売買条約を適用することとした。裁判所の判断の過程を説明しなさい(ウィーン売買条約第2条から第6条までの規定について論じる必要はない。)

〔小問2〕

この訴訟において、裁判所は、Yによる損害賠償請求について、ウィーン売買条約を適用した上で、Xが引き渡した商品Gが契約に適合しておらず、Xに契約上の義務の不履行があったことを理由として、Yの上記請求を認めた。裁判所の判断の過程を説明しなさい(ウィーン売買条約第38条から第40条までの規定及び第74条から第77条までの規定について論じる必要はない。)

なお、Yは、Xに対して、商品Gを先端的な設備を有するYの工場で使用することなどの特定の目的を一切伝えていなかった。



### 【出題趣旨】

本問は、国際的な売買取引をめぐる事案を素材として、財産・取引分野における国際私法及び国際民事手続法並びに「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(以下「ウィーン売買条約」という。)を中心とする国際取引法に関する基本的理解と応用力を問うものである。

〔設問1〕は、財産関係事件について、被告が外国法人であって日本に主たる営業所等を有していない場合、すなわち民事訴訟法(以下「民訴法」という。)第3条の2に基づく国際裁判管轄権が日本の裁判所に認められない場合において、どのような管轄原因があれば日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかを問うものである。設問1では、特に民訴法第3条の3第3号について論ずることが求められている。

まず、Xの訴えが本件契約に基づく未払代金の支払を求めるものであることや、Yが日本で登録された特許権を有していることなどを指摘した上で、民訴法第3条の3第3号に掲げる「財産権上の訴え」であること、同号に定める「当該訴えが金銭の支払を請求するものである」こと及び「差し押さえることができる被告の財産が日本国内にある」ことを認定する必要がある。次に、同号括弧書の「その財産の価額が著しく低いとき」について、その趣旨等に基づく法解釈を行った上で、これに該当するかどうかを判断することが求められる。

民訴法第3条の3第3号に基づき日本の裁判所の国際裁判管轄権が肯定されると解した場合には、同法第3条の9に定める「特別の事情」の有無についての検討を行う必要がある。

その上で、本件訴えについて、日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかどうかの結論を示すことが求められる。

〔設問2〕は、本件契約に甲国法を準拠法と定める条項があった場合において、その後の訴訟で当事者が日本の民法の適用があることを前提にそれぞれの主張を行ったときに、契約の準拠法の変更があったといえるかどうかを問うものである。

まず、本件訴えが契約違反によって被った損害の賠償を求めるものであることから、「法律行為の効力」の問題として法律関係の性質決定がされ、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)第7条以下の規定によって準拠法が決定されることを示す必要がある。本件契約には甲国法を準拠法と定める条項があったため、通則法第7条によれば、当事者が「選択した地の法」である甲国法が本件損害賠償請求の問題の準拠法とされよう。

しかし、その後の訴訟で当事者が日本の民法の適用があることを前提にそれぞれの主張を行っていることから、通則法第9条により、日本法への準拠法の変更

がなされたものと解することができないかが問題となる。この点を判断する前提として、当事者による準拠法の変更が、明示的なものでなければならぬのか、それとも黙示的なものでも足りるのかも論点となろう。通則法第 9 条の趣旨等に基づく法解釈を行った上で、この問題に対する結論を導くことが求められる。

〔設問 3〕は、ウィーン売買条約の適用要件と同条約における物品の契約不適合の問題についての理解を問うものである。

〔小問 1〕は、ウィーン売買条約の適用要件を定める同条約第 1 条に言及することが求められる。まず、X と Y の営業所がそれぞれ日本と甲国に所在しており、本件契約が物品売買契約であることから、本件契約が同条(1)に定める「営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約」に該当するかどうかにつき判断しなければならない。次に、本件契約にウィーン売買条約が適用されるのは、当事者の営業所の所在する国が「いずれも締約国である場合」(同条(1)(a))又は「国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合」(同条(1)(b))であることを指摘する必要がある。甲国がウィーン売買条約の締約国でないことから、(a)の場合には該当しないため、本件契約に同条約が適用されるためには、(b)の場合でなければならない。この点につき、「国際私法」とは法廷地の国際私法をいうと解されていることから、日本で裁判を行っている本件では、日本の国際私法である通則法第 7 条以下の規定によって本件契約の準拠法を判断することが求められる。

本件契約には準拠法が明示的にも黙示的にも定められていなかったため、通則法第 7 条ではなく同法第 8 条第 1 項により、本件契約に「最も密接な関係がある地の法」(最密接関係地法)が本件契約の準拠法となることを指摘する必要がある。そして、通則法第 8 条第 2 項の特征的給付の理論に基づく推定規定について、その趣旨や特征的給付の意味を明らかにした上で、本件に適用することが求められる。その上で、推定を覆す事情の有無を検討しなければならない。以上の検討の結果、本件契約の準拠法は売主の営業所所在地国である日本法になろう。

結論として、日本がウィーン売買条約の締約国であることから上記の(b)の場合に該当し、本件契約について同条約が適用される旨を示すことが求められる。

〔小問 2〕は、ウィーン売買条約が適用される場合に、売主が引き渡した物品の不適合を理由として買主が求める損害賠償についての根拠条文を問うものである。

まず、ウィーン売買条約第 45 条(1)(b)に基づき、「売主が契約又はこの条約に基づく義務を履行しない場合に、買主が損害賠償請求を行うことができることを指摘する必要がある。次に、売主 X が引き渡した物品 G が契約に適合しな

いものであって X に契約違反があったことを，ウィーン売買条約第 35 条(特に同条(2)(c))に言及して説明しなければならない。

## 【採点実感】

### (2) [第2問]について

ア [設問1]は、財産関係事件について、被告が外国法人であって日本に主たる営業所等を有していない場合、すなわち民訴法第3条の2の規定に基づく国際裁判管轄権が日本の裁判所に認められない場合において、どのような管轄原因があれば日本の裁判所の国際裁判管轄権が認められるかを問うものであった。

[設問1]では、特に被告の差押可能財産所在地管轄(民訴法第3条の3第3号)の解釈・適用について論ずることが求められていたが、この管轄を指摘できていない答案が一定数あった。

この管轄を指摘していた答案の多くは、民訴法第3条の3第3号括弧書きの「その財産の価額が著しく低いとき」にも言及した上で結論まで示していたが、同号(及び同号括弧書き)の趣旨等に基づく法解釈を行って判断基準を提示した上で結論を導いていた答案は、少数にとどまった。本問において、特許権の評価額が5000万円であることが「その財産の価額が著しく低いとき」に当たるか否かを判断するためには、同号括弧書きの趣旨等を踏まえてその要件を解釈することが必要であるが、このような法解釈が十分でない答案であっても、同号に定める「財産権上の訴え」であることや、「差し押さえることができる被告の財産が日本国内にある」ことに関して丁寧な認定や当てはめを行っている答案については、一定の評価が与えられている。

被告の差押可能財産の所在に基づき日本の裁判所の国際裁判管轄権が肯定されると解した場合には、これが、直ちに当事者間の衡平、裁判の適正・迅速に基づくものといえるとは限らないことから、民訴法第3条の9に定める「特別の事情」の有無についての検討を行う必要があるが、多くの答案は、同条にも触れていた。

なお、被告の差押可能財産所在地管轄に触れずに、日本の裁判所の国際裁判管轄権を肯定できない多数の管轄原因を検討する答案も一定数あった。このような答案については点数を与えていない。もっとも論述全体として国際裁判管轄権に関する基本的理解を示すことができているものについては、全体点の中で若干の評価点を与えた。また、民訴法第3条の5第3項などを根拠に日本の管轄権を肯定するなど、国際裁判管轄権に関する各規定の理解ができていない答案も若干数あった。

イ [設問2]は、本件契約に甲国法を準拠法と定める条項があった場合において、その後の訴訟で当事者が日本の民法の適用があることを前提にそ

それぞれの主張を行ったときに、契約の準拠法の変更があったといえるかどうかを問うものであった。

大多数の答案は、契約ないし法律行為の効力の問題と性質決定を行い、通則法第7条以下の規定によって準拠法を決定した上で、準拠法の変更に関する同法第9条に言及していた。

ただし、当事者による準拠法の変更が、明示的なものでなければならないのか、それとも黙示的なものでも足りるのかの点について検討していない答案も一定数あった。

また、本件の損害賠償請求は、債務不履行に基づくものであるにもかかわらず、これを不法行為と性質決定するなど、国際私法の基本的理解ができていない答案が若干数あった。

ウ [設問3] 小問1は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(以下「条約」という。)の適用要件についての理解を問うものであった。

多くの答案が、条約の適用要件を定める条約第1条に言及した上で、同条(1)(b)の「国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合」についての検討を行うことができていた。その上で、日本の国際私法である通則法第7条以下の規定によって本件契約の準拠法を判断していたが、同法第8条の解釈・適用に関する論述の丁寧さの程度については、答案によって差異が見られた。例えば、同条の規定は、同条第1項において、最密接関係地法が準拠法となることを前提としつつ、その判断基準の明確化の観点から、最密接関係地法を推定するものとして、同条第2項において、いわゆる特徴的給付の理論を採用しているにもかかわらず、同条第1項に触れることなく、同条第2項についてのみ論じている答案も少なくなかった。

小問2は、条約が適用される場合に、売主が引き渡した物品の不適合を理由として買主が求める損害賠償についての根拠条文を問うものであった。多くの答案は、必要な条文を示すことができていた。

なお、[設問3]については、時間の制約もあってか、白紙の答案が一定数あったのは残念であった。

4 今後の出題について 狭義の国際私法、国際民事手続法及び国際取引法の各分野の基本的事項を組み合わせた事例問題が出題されることになると思われる。

5 受験生と今後の法科大学院教育に求めるもの

(1) 全体の法構造をしっかりと理解した上で、個々の条文を解釈、運用する力を養うことが望まれる。今回は特に3(1)エに書いたように人訴法及び家事法の全体構造及び基本的事項についての理解不足を感じた。法科大学院では限られた時間の中大変ではあると思うが、これらについても教育をお願いしたい。

(2) 答案作成に当たり、条文の適用が問題となる場合には、まず、条文を明示すべきである。次に、条文の適用を検討するに当たっては、当該条文の要件を明示した上で、同要件を満たす事実関係があるかどうかを判断すべきであるが、そのいずれかが欠けているものが散見される。そして、最後に最終的な結論を明示すべきである。

答案の記述は当該問題の解決に必要な部分を厚くすべきである。条文の要件解釈や当てはめに問題がないような場合にも、条文や制度の趣旨について長々と記載しているものがあるが、基本的には、条文の趣旨等は、その要件解釈や当てはめに必要な範囲で記載すれば足りる。

管轄原因は、一つでも要件を満たすものがあれば、日本の裁判所の管轄権が認められるにもかかわらず、要件を満たさない多数の管轄原因を検討している答案が相当数見られた。基本的には、要件を満たすと思われる管轄原因を中心に検討することで足り、要件を満たさないと考えられる管轄原因については、例えば、被告の住所等による管轄権のような主要な管轄原因について簡単に触れることで十分ではないかと考えられる。

(3) 文字が乱雑で判読が困難あるいは不能な答案が多い。採点時に文字の解読に多大の時間と労力を費やしているが、それでも判読できない箇所を含む答案が相当数あった。そのような場合にはたとえ内容的に優れた記述であったとしても評価することができない。また判読困難なものも点数が低くなることがしばしばである(他人が読んで分かる文章を書く能力は評価の対象である。)。あまり苦勞せずとも読める字を書くよう努められたい。

## 【答案例】

### 第1 設問1

1 まず、民事訴訟法（以下、「民訴法」という。）3条の2第3項は、受動的な立場に立たされる被告保護の観点から一般管轄を定める。もっとも、Yの主たる営業所は甲国に所在しており、  
5 「その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき」にあたらぬ。したがって、一般管轄は認められない。

2 次に、未払代金の支払を求める本件訴えは「財産権上の訴え」（民訴法3条の3第3号）であることから、同号規定の特別管轄について検討する。

(1) 本件訴えは、「請求の目的が日本国内にある」わけではないが、「金銭の支払を請求するもの」である。

10 (2) また、Yは日本で登録された特許権を有しており、「差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるとき」にあたる。もっとも、本件では未払代金1億円の支払いを求めているのに対して、当該特許権の評価額はその半額の5000万円しかないことから、「その財産の価額が著しく低いとき」（同号括弧書）にあたらぬか。

15 この点、同号は債権者が日本国内で強制執行を行うことへの便宜を図ることを趣旨とする。しかし、わずかな価値しか有さない財産が日本に所在するだけで管轄が認められれば過剰管轄となることから、過剰管轄を防止する趣旨で同号括弧書が規定されている。そこで、「その財産の価額が著しく低いとき」にあたるかは、当該財産自体の絶対的な価値を基準に、当該財産がわずかな価値しか有さない名目的な財産か否かにより判断する。

20 本件では、Yの特許権は評価額5000万円であり、絶対的な価値を基準としてわずかな価値しか有さない名目的な財産ではない。

したがって、「その財産の価額が著しく低いとき」にあたらぬ。

3 もっとも、特別の事情による訴えの却下（民訴法3条の9）はなされないか。

25 本件では、Yは個人ではなく法人であるうえに、日本で登録された特許権を持っていることから日本でも何らかの活動をしていたと考えられ、日本で応訴する負担をYに課しても当事者間の公平を欠くとは言えない。

30 しかし、本件契約では、Xの引渡債務の履行地は甲国とされ、Yの代金の支払も甲国で開設されたX名義の銀行口座に振り込む形でなされることとされている。また、証拠となり得る商品Gは甲国に所在している。そのため、日本の裁判所が審理・裁判することが、「迅速な審理の実現を妨げることとなる特別な事情」が存在すると言える。

4 よって、日本の裁判所に国際裁判管轄は認められない。

### 第2 設問2

1 契約違反による損害賠償請求の問題は、「法律行為の…効力」の問題として、法の適用に関する通則法（以下、「通則法」という。）7条以下により準拠法を指定する。同条は当事者意思の尊重の観点から当事者自治を認めるところ、本件では本件契約の準拠法として甲国法が「選択」されている。

2 もっとも、X及びYが訴訟において日本民法の適用を前提とした主張をしていることから、準拠法の「変更」（通則法9条）が認められないか。

35 (1) この点、同条の趣旨が当事者意思の尊重にあることからすれば、黙示の準拠法の「変更」を認めるべきである。もっとも、あまりに広く黙示の変更を認めてしまえば、かえって当事者意思に反することになりかねない。そこで、準拠法変更について当事者の現実的意思が明確な場合には、黙示の「変更」が認められると解する。

40 (2) 本件では、X及びYは訴訟において日本民法の適用を前提とした主張していることから、本件契約の準拠法を日本法に変更するという両者の現実的意思が明確であるといえる。

したがって、日本法への準拠法の「変更」が認められる。

45 3 よって、裁判所は日本民法を適用して判断することができる。

第3 設問3

1 小問(1)

50 (1) まず、本件契約は物品売買契約である。そして、Xは日本以外に営業所を有していないことからその「営業所」は日本に所在し（ウィーン売買条約10条(1)）、Yは甲国以外に営業所を有していないことからその「営業所」は甲国に所在する。したがって、本件契約は「営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約」（同条約1条(1)）にあたる。

(2) 次に、甲国が同条約の締約国ではなく同条約1条(1)(a)にあたらないが、「国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる」かを検討する（同条約1条(1)(b)）。

55 ア 「法律行為」の準拠法は通則法7条以下によるところ、本件では準拠法選択がなされていないため、同法8条により準拠法を指定する。

同条1項は最密接関係地法を準拠法とするところ、同条2項は、法的安定性・予測可能性を一定程度確保するとともに、給付に困難を伴う特徴的給付を行う当事者をより保護する趣旨から、推定規定を設けている。

60 イ 本件では、Yは代金支払債務を負うが、金銭の給付は他の契約類型でも頻繁に見られ、「特徴的な給付」にあたらない。他方で、Xが負う商品Gの引渡債務は、本件契約を特徴づける給付であり「特徴的な給付」にあたる。そのため、本件契約は「特徴的な給付を当事者の一方のみが行うもの」であり、Xの「主たる事業所の所在地の法」（同項括弧書）である日本法が「最も密接な関係がある地の法」と推定される。

65 そして、本件契約では代金債務及び商品Gの引渡債務の履行地は甲国とされているが、日本にのみ営業所を有するXが販売する商品Gが契約目的物となっており、上記推定は覆されない。

したがって、本件契約の準拠法は日本法であり、「国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる」場合に当たる。

(3) よって、Yの請求についてウィーン売買条約が適用される。

70 2 小問(2)

(1) 買主は、「売主が契約又はこの条約に基づく義務を履行しない場合」には損害賠償をすることができる（ウィーン売買条約45条(1)(b)）。

(2) では、Xに契約違反が認められるか。

75 本件で引渡された商品Gは、先端的な設備を有するYの工場では建築資材Mの製造に使用できないが、通常の工場でもこれに使用できないわけではないため、「同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したもの」（同条約35条(2)(a)）ではなかったとはいえない。また、YはXに対して商品Gを先端的な設備を有する工場で使用することを伝えていないし、先端的な設備を有するのはごく一部の工場に限られるため、XがYの目的を窺い知ることはできなかったといえる。そのため、Yの目的が「売主に対して明示的又は黙示的に知らされていた」（同条約35条(2)(b)）ともいえない。

80 もっとも、本件でXが引渡した商品Gは、契約前にXが送付したサンプルよりも強度が不足しており、「売主が買主に対して見本又はひな形として示した物品と同じ品質を有するもの」（同条約35条(2)(c)）ではなかった。

85 したがって、Xが引渡した商品Gの品質は本件契約に適合しておらず、Xは本件契約に違反している。

(3) よって、Yの損害賠償請求は認められる。

以上